

流山市観光協会備品借用申請書

申請日 令和 年 月 日

受渡日 令和 年 月 日

流山市観光協会 様

(別紙) 貸出規約を遵守し、下記について借用申請いたします。

- ① 下記の利用目的以外では使用いたしません。
- ② 使用后、速やかに返却致します。受け渡し及び返却方法／事務局窓口
(使用予定日・令和 年 月 日～令和 年 月 日 計 日)
- ③ 返却予定日 令和 年 月 日
- ④ 使用料 _____ 円 / 領収済担当 印

借用備品名	氷削機 (手動式) 初雪 HA-110S
利用目的	
団体名等	
代表者氏名 (責任者)	印
住所	
メールアドレス	
電話番号	
その他 ※窓口申請者が代表者と異なる場合は記載下さい。	流山市・流山市観光協会後援 (有・無) 申請者 氏名

※第三者への貸出は厳禁です。

流山市観光協会 氷削機（手動式）貸出規約

（目的）

第1条 この規約は、流山市観光協会が保有する氷削機貸し出しについて定めることを目的とする。

（貸出の範囲）

第2条 貸し出しは、流山市の観光PRを目的としたイベントや事業等を対象とし、流山市内で活動する、観光振興やボランティア振興に寄与する事業・活動を行っている次に掲げる団体等とする。

- （1） 流山市観光協会法人会員（事業者、NPO団体等）
- （2） ボランティア団体、市民活動団体、NPO団体
- （3） 国・県・市などの行政機関
- （4） その他 流山市観光協会が必要と認めた場合

次の事項に該当する場合は貸し出しをしない。

- （1） 興行的営利を目的として利用するとき
- （2） 特定の宗教・宗派または政治的活動を目的とした催し
- （3） 特定事業者（団体）による年間を通じて定期的に開催されている催し等
- （4） 流山市観光協会が認めない場合

（貸出の手続き）

第3条 予約貸し出しを原則とする。借用を希望の場合は、予約状況を確認のうえ別紙借用届に必要事項を記入し、借用日の1週間前までに下記に申し込むこと。

【申し込み場所】流山市観光協会事務局

住所 流山市平和台1丁目1番地の1 流山市役所

流山本町・利根運河ツーリズム推進課内

TEL：04-7168-1047

FAX：04-7158-5840

(貸出期間及び返却)

第4条 貸し出し期間は、原則として使用日前日から翌日までとする。

1. 貸し出し期間中の転貸は認めない。
2. 返却時は借用前と同じ状態に戻し、返却の際は確認に立ち会わなくてはならない。
3. 借用者は氷削機を過失により、滅失・破損したときは、代替品または相当の代価をもって弁償しなければならない。

(費用の負担)

第5条 氷削機の貸出は、原則有料とする。

次にあげるものについては 2,000円／使用期間内 とする。

- (1) 流山市観光協会による後援事業や行政による観光振興イベント等
- (2) 流山市観光協会法人会員（事業者、NPO団体）によるイベント
- (3) その他 流山市観光協会が認めた場合

上記以外は、5,000円／1日（×使用日数で換算）

尚、貸出・返却に際し発生する運搬費用は借用者負担。

(免責)

第6条 貸出中の事故やケガについては、流山市観光協会は一切の責任を負わない。

(附記)

この規約は令和6年 4月 1日から施行する。